

本農発第106号  
令和6年8月19日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

本庄市長

市町村名 (市町村コード)	本庄市 (112119)
地域名 (地域内農業集落名)	秋平・本泉地区 (秋山上組、秋山中組、塚原、風洞、西小平、東小平、太駄上、太駄中、太駄下、河内、稻沢、元田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月31日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

(現状)

・水田及び畠での米麦、露地及び施設野菜の作付け並びに畜産が行われている。

(課題)

・区域内における75才以上の農業者の農地面積の割合が大きい。

・75才以上かつ後継者不在の農業者の農地面積が、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積を上回っており、担い手が十分とはいえない状況である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・地主による耕作が難しくなった農地は、担い手農業者への集積・集約を基本としつつ、必要に応じ市外の認定農業者や法人の受入を行う。

・農地の遊休化対策のため、米麦・施設及び露地野菜の新規就農者を育成する。

・主要農産物である露地野菜、施設野菜等の生産拡大のため、リタイヤ農家の農地を担い手に集積・集約する。

・施設農業をリタイヤする農家の施設(農業用ハウス)のマッチングを推進する。

・鳥獣被害の抑制を図る。

・中山間地域における農業を通じた地域振興の方針について検討を続ける。

・振興を図る露地野菜の一例(ネギ、ブロッコリー、ナス、カリフラワー、ロマネスク、トウモロコシ、レタス、ヤマトイモ、ハクサイ、タマネギ、キャベツ、カボチャ等)

・振興を図る施設野菜の一例(キュウリ、トマト、イチゴ等)

・振興を図るその他農作物の一例(そば等)

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	299 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	133 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地区域を、農業上の利用が行われる農用地等の区域とする。

保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組みが計画された場合に設定する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積・集約化の方針

担い手を中心に団地面積の拡大を図るため、農業委員・農地利用最適化推進委員等との調整を図りつつ、農地バンクを通じて集積・集約化を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

地主による耕作が難しくなった農地については、農地中間管理事業への貸付けを進め、担い手(認定農業者、認定新規就農者、大規模農家)、耕作拡大希望者への農地集積・集約化を推進していく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

今後の担い手への集積・集約化に向けて、農地中間管理事業や国の補助制度等を活用し、農地の大区画化、汎用化について検討する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内の既存農家で農地集積・集約を推進しても、将来的な耕作が難しくなると予見される場合は、地域内外から多様な経営体を募り、そのエリアに担い手として定着するために、市、県、農林公社、JA等が連携し、必要な支援を行う。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて、効率化が期待できるサービスについて委託の検討を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

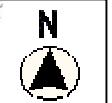
#### 【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止にあたっては、箱わな設置による捕獲や侵入防止柵の設置・強化等、市やJA等と連携し、地域全体で効果的・効率的な取組みを進める。

②国や県等の各種制度を活用し、有機栽培や減農薬、減肥料の取組を促進する。

③国や県等の各種制度を活用し、スマート農業を促進し作業負担軽減や効率向上を図る。

N



児玉町児玉南四丁目  
児玉南区画整理

児玉町飯倉

児玉町長沖

児玉町秋山

児玉町小平

町里美

